新潟市働きやすい職場づくり推進企業表彰要綱

新潟市ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰要綱(平成28年9月1日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 新潟市は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)や女性活躍の推進を はじめ、誰もが働きやすい職場環境整備に積極的に取り組む企業を表彰するものとし、 その取組内容を広く周知することにより、職場環境整備の促進及び働きやすい職場づく りに対する意識の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、企業とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 新潟市中小企業振興基本条例(平成26年新潟市条例第55号)第2条第1項 に規定する中小企業者
 - (2) 社会福祉法人、社団法人、財団法人、協同組合、特定非営利活動法人その他の 法人格を有する団体で、当該団体の事業又は当該団体の事業に従事する社員等の数が 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者に おおむね該当するもの

(表彰の対象)

- 第3条 表彰の対象は、次に掲げる要件の全てを満たす企業とする。
 - (1) 企業における働きやすい職場づくりの推進を目的として、別表に掲げる取組のいずれかを行っていること。
 - (2) 表彰を受けようとする年度の4月1日現在において、1年以上新潟市に所在していること。
 - (3) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去3年間において重大な労働関係法令違反がある企業
 - イ 暴力団 (新潟市暴力団排除条例 (平成24年新潟市条例第61条) 第2条第2号 に規定する暴力団をいう。)、又は暴力団員 (同条第3号に規定する暴力団員をいう。) が経営、運営に関係している企業
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定により既に表彰を受けた企業については、 重ねて対象としない。ただし、取組内容が異なる場合は、この限りでない。

(表彰の方法等)

- 第4条 表彰は、毎年度1回、表彰状を授与することにより行うものとする。
- 2 市長は、表彰を受けた働きやすい職場づくり推進企業の名称、取組の内容等を公表す るものとする。

(表彰の名称等)

(表彰する企業の決定)

第5条 表彰の名称は、新潟市働きやすい職場づくり推進賞とし、働きやすい職場づくり の推進に積極的に取り組んでいる企業のうち、特に先駆的・特徴的な取組を行っており、 他の企業の模範となり、広く周知されるべき企業に対して表彰を行うものとする。

第6条 市長は、第8条第1項の規定による応募を受けたときは、企業について第9条に 規定する選考委員会の提言を受けて表彰する企業を決定するものとする。

(表彰の取消)

第7条 市長は、応募内容に虚偽がある又は応募内容と実際の取組内容に著しく隔たりが あると判断する場合に、一度表彰された企業の表彰を取り消すことができる。

(応募の方法)

- 第8条 この要綱による表彰に応募しようとする者は、働きやすい職場づくり推進企業応募書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の応募者に対して、必要に応じて聞き取り調査や調査票の提出を求める ことができるものとする。

(選考委員会)

- 第9条 市長は、表彰する企業について提言を受けるため、新潟市働きやすい職場づくり 推進企業選考委員会(以下「委員会」という。)を開催する。
- 2 委員会の委員は、第1号から第3号までに掲げる者のうちから市長が依頼するほか、 第4号及び第5号に掲げる職にある者がその所属職員のうちから指名する者をもって充 てる。
- (1) 労働団体を代表する者
- (2)経済団体を代表する者
- (3) 有識者
- (4) 市民生活部男女共同参画課長
- (5)経済部雇用・新潟暮らし推進課長
- 3 委員会には委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 4 委員長は、会議の進行を行う。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の会議は、必要に応じ市長が招集する。
- 7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、経済部雇用・新潟暮らし推進課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、働きやすい職場づくり推進企業の表彰及び委員 会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の新潟市ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰要 綱第3条第1項の規定によりされた表彰は、改正後の新潟市働きやすい職場づくり推進 企業表彰要綱第4条第1項の規定によりされた表彰とみなす。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

1	所定外労働の削減のための取組
2	年次有給休暇の取得促進のための取組
3	時間や場所にとらわれない柔軟な働き方
4	子育てや介護と仕事との両立のための取組
5	女性の活躍推進のための取組
6	高齢者の活躍促進のための取組
7	障がい者の活躍促進のための取組
8	若年者の雇用促進のための取組
9	健康づくりの推進のための取組
1 0	働き方改革に関連する各種制度取得への取組(認定、登録、表彰等)
1 1	治療と仕事の両立のための取組
1 2	その他働きやすい職場づくりを推進するための独自の取組
1 3	働きがいを高めるための取組(人材定着・育成、コミュニケーション円滑化等)

新潟市働きやすい職場づくり推進企業表彰応募書

年 月 日

(あて先)新潟市長

応募者 所 在 地

名 称

代表者名

新潟	市働	きやす	けい職場つ	うくり推進企	業表章	彰要綱第8	3条の規	見定に基づ	ぎ、グ	欠の	とおり応募します。			
〇次	の事項	頁を確	望認のうえ	、□に✔を	記入し	てください	١,							
過去3年間において重大な労働関係法令の違反はありません。														
		暴力	田 女は	暴力団員が	経党	運営に関	仮 ア	いる企業で	でけお	いま	⊧+ +			
			□、 ∧ 16,	长77四只7	₩ . □ .		1 I/K O C	いる正本、	C160,	,,,	× 2 / 0 °			
	本事! ふりがな	_	()		
企	業の名	称												
所	在	地	Ŧ											
代 職	表 • 氏	者 名												
÷ +>	古 坐	中郊				設立年月								
エ ひ	事業	八谷							西	暦	年	月		
				∳·林業	[2 漁業 5 製造	114				拡業・砕石業・砂利採取業			
業		種	4 建設		l I		□ 6 電気・ガス・熱供給・水道業 □ 9 卸売業・小売業							
^		11	□ 7 情報通信業 □ 8 運輸業・郵便業 □ 9 卸売業・小売業 □ 10 金融業・保険業 □ 11 不動産業・物品賃貸業 □ 12 学術研究・専門・技術サービス業											
(該当	美種!	:/)	==	白業・飲食サービ	゛ス業 [_		゛ス業・娯楽業	ŧ 🗌	15	教育·学習支援業			
			□ 16 医療	寮・福祉	[17 複合				18	サービス業(他に分類されない	もの)		
						Ė	常用労働	動者数(※	()					
企	業概	要	☐ 10 <i>^</i>	□ 10~30人 □ 31~50人 □ 51~10							□ 101~300人			
			資本金又は出資金(概念のない法人等については記入不要です)											
(該当	するもの	にょ)	□ 1 00¢	0万円以下	┃				超~	•	□ 1億円超~ 3億円以	┰		
NI NE E			,			000万円以		1億円円						
			社員、バート 〖用されてい		などの名	がにかかれ	つらず、り	「下の①又は	に②の作	りれた	かに該当する労働者を指しま	きす。		
②一定	€の期間	引を定る	めて雇用され	こている者であ	あって、i	過去1年以上	の期間に	こついて引き	き続き届	₹用さ	されている者又は雇入れの問	∮から		
1年以.	上引き	続き雇	用されると見	見込まれる者										
応募	書類に	こ関す	るお問い	合わせ先										
担	当 者	名												
担	当部	署												
電言	話•	FAX	電話					FAX						
.,	u == 1°	`. ¬		,1					1			$\neg \neg$		

○基本事項2

従業員数	E社員①(※	正社員以外②							総従業員数(①+②)								
(申請日現在)	男性	女性		合計	男性		女性		合	计	Ē	男性		女性	合	計	
10代~20代																	
30代																	
40代																	
50代																	
60代以上																	
合計																	
	」 足めのない労働 条件が適用され	■ 対シション・リックを持続する はいるなど、長期雇	。 分骨 『用を	動者であっ	 て、就業規 ∵待遇を受	見則等に	-規定す る労働:	「る賃: 者をし	・ 金の算定 いいます。	上 日方法。	及びま	た給形態、	賞与	、退職会	金、定期的	な昇	
			(A)直近3か年の新規学卒者採用状況										人				
新規学卒等採用	者の離職率	<u> </u>	(B)	そのうち	5、応募	時点	で離り	哉し	たもの					人			
			(C)新規学卒者の離職率											%			
			々/	4年度			Ī	前々	年度					前年	芰		
育児休業制度		男性	女		性		男性		女性			男性			女性		
(1	D該当者数		人		人			人			人			人		人	
(2	列用者数		人		人			人			人			人		人	
	③取得率		%		%			%			%			%		%	
①該当者 …当該年度において、	育児休業制度	の該当となる従			度の育			崇坐 在	連絡 手以上~	売1年」 〜1年				<u> </u>		<u></u>	
員数 ②利用者数				見休業制度 利用者の取			連続1か月↓			半年	卡満			入		人	
…①のうち、制度を利 ※同一人物が複数回取					日数		連続1週間以上~1点							수 [<u>_</u>	
		男性		女性			男性		1週間 女性		忙 個	男性			女性	<u>人</u> :	
介護休業制度利	用者数	7714	<u></u>		人		人				人	カ1生 人			<u>У</u> П	- 人	
 課長相当職以上(男性		15	性		男性		1	女性	/\	男	性	$\frac{1}{1}$	女性			
者数•割合) J L	人		人		/ / 1	人	~	~ I_L	人		1	人	<i></i>	<u>.</u> 人	
(各年度4月1日時点) 採用した正社員数	男性		4	性		男性		1	 文性	/ (男	性		女性			
(新規学卒者採用、中 む)		7412	人		人			人			人		1	人		- 人	
		男性	/ (女	性		男性		-/-	女性	/ (男	性		女性		
離職者数 	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	人		. <u></u> 人		, v 1	人			人				J 114	:人		
出産 治療 1		<u>\</u>					<u>\</u>			<u>.</u>			<u>, </u>				
(埋田別内 介護)			人								人			<u></u>		<u>.</u>	
病気 病気 上記以外	の理由		<u>人</u> 人					<u>人</u> 人			<u></u>					<u></u> 人	
	1人当た	り		日	1人	.当た	り			日	1人当	iた	ŋ		日		
有給休暇取得日 取得率	数、				%					%					%		
M M T M M M M M M M	•			取得率=有給休暇取得日数の総合計(繰り越し分含む) ÷有給休暇付与日数の総計(繰り										り越し	分除く)	× 100	
月平均所定外労	 動時間(正	1人当た	り		時間	1人	人当たり		時		間 1人当		áたり		F	時間	
社員)		1人当たりの月平均所定外労働時間=所定外労働時間の総合計 ÷ 各月1											1日に在籍している従業員の延べ人数				
年間休日数					B												
健康診断受診率					%						%					%	
			有			<u> </u>											
申請日現在におけ		取得した言	した認定制度を記入してください。														
革に関する認定制。 状況	度等の取得																
(該当するものに	')	ľ														J	
		※確認でき	るも	の(認定	証、登録	渌証等	() の写	すしを	添付し	てくた	ごさし	١,					

〇取組の内容

企業における働きやすい職場づくりを目的とした取組について、経緯と概要を具体的に記載してください。							
1. 働きやすい職場づくりに取り組むことになった経緯							
2. 特に力を入れている取組内容(要綱第3条別表より選択。最大3つまで記載可。)							
取組番号							
取組番号							
取組番号							
3. 具体的な取組 (2で選択した取組番号ごとに記載してください)							
取組番号							
取組番号							
取組番号							
4. 取組後の効果、従業員の声							
取組番号							
取組番号							
取組番号							